

コンクリートパイルに関する製品および工法

今号は、2024年12月末日現在のCOPITA会員社の製品および工法の紹介です。

製品について

国土交通省告示第1113号は、平成17年7月21日付（国土交通省告示第690号）で一部改正され、告示第1113号第八第三号の外殻鋼管付きコンクリートくい（SC杭）と第八第五号の遠心力高強度プレストレストコンクリートくい（JIS A 5373-2004附属書5*プレストレストコンクリートくいに適合するもの）（PHC杭など）については、コンクリートの長期許容応力度が、設計基準強度（F）の $1/4$ から $1/3.5$ に、また、短期は長期の2倍に改正されました。

さらに、コンクリートの設計基準強度は $80\text{N}/\text{mm}^2$ 以上と定められ、JIS認定工場の品質管理上、問題がないとして上限値が設けられていません。したがって、 $F=105\text{N}/\text{mm}^2$ 、またはそれ以上のコンクリートについても、性能を証明できる資料を示すことができれば、法律上は（任意）認定を取得する必要はありません。

しかしながら、性能を証明する手段として性能評価機関で「（任意）認定を取得する」ケースが多いことから、製品紹介ページにおける「認定・評価番号」欄は、従来通り表示しています。また、2005年10月にJIS制度が変更され、全ての杭製品に関してJIS（Ⅰ類またはⅡ類）を取得することが可能となり、JISマーク表示製品が増加していることから、従来の評価番号と同様に、JIS認定を取得している場合はJIS番号を表示しています。

なお、JIS番号は、当該製品に関して、代表的な工場の認定番号を表示しています。

※ JIS改定により、JIS A 5373-2016 附属書E

工法について

建築の分野では旧建築基準法第38条に基づく大臣認定工法（認定の効力は2003年5月31日で失効している）が国土交通省住宅局建築指導課長の事務連絡書によって、旧認定の内容を適用可能とされているため、「認定・評価番号／性能評価番号」欄に一般財団法人日本建築センターの評価番号を表示しています。また、建築基準法施行規則第1条の3第1項の規定による大臣認定またはその他の性能評価を取得している工法は、認定番号または評価番号を表示しています。

なお、「認定・評価番号／性能評価番号」欄に掲載している番号は、当該工法またはその他製品に関して取得した全ての番号を表示しているのではなく、代表的な番号を表示しています。

また、土木の分野では「道路橋示方書」における既製コンクリート杭のプレボーリング杭工法に適合した工法として、「COPITA型プレボーリング杭工法」を記載しています。この工法はCOPITAが求める一定の基準をクリアした登録会社のみ施工が可能となっています。